

令和6年9月20日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 久富電設株式会社
業者の住所 : 岐阜県大垣市小野一丁目2番地1
- 指名停止措置期間 : 令和6年9月20日から令和7年1月19日まで(4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
久富電設(株)の代表取締役(当時)が、令和4年2月14日、池田町長(当時)に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、現金100万円を供与した。また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるよう池田町長(当時)と共謀の上、池田町長(当時)から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。
このことについて、令和6年7月22日に贈賄罪及び公契約関係競売等妨害罪で起訴された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である久富電設(株)の代表取締役が、贈賄罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第3号イ(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、4ヵ月とする。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138